

会 議 録 (要旨)

附属機関又は 会議体の名称		令和元年度第3回豊島区介護保険事業計画推進会議
事務局（担当課）		保健福祉部介護保険課
開 催 日 時		令和元年9月4日（水）18時30分～19時31分
開 催 場 所		豊島区役所本庁舎5階 509・510会議室
議 題		<p>(1)介護保険事業計画推進会議</p> <p>①豊島区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の 進捗状況について</p> <p>②豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に 向けたアンケート調査実施について</p> <p>(2)地域密着型サービス運営委員会</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定・指定更新について</p>
公開の 可否	会 議	公開 傍聴人数0人
	会 議 録	公開
出席者	委 員	宮崎牧子、神山裕美、嵯峨英雄、瀧井達子、升元美和、高崎亮、 田崎崇、天貝勝己、外山克己、福田房子、脇本仁美、齋藤隆弘、 上川床満里子、船津輝茂
	理 事 者	保健福祉部長、健康担当部長、福祉総務課長、高齢者福祉課長、 介護保険課長、障害福祉課長、生活福祉課長、住宅課長
	事 務 局	介護保険課 管理グループ

(午後6時29分開会)

○会長 定刻となったので、第3回豊島区介護保険事業計画推進会議を開催させていただきます。

今年度第1回目の会議となる。委員の交代があったので、初めに事務局より、新任委員の紹介をお願いします。

【介護保険課長より、新任委員の紹介】

○会長 それでは、区側の職員の紹介をお願いします。

【介護保険課長より、理事者の紹介】

○会長 続いて、区職員を代表して、保健福祉部長より挨拶をお願いします。

【保健福祉部長より、あいさつ】

○会長 続いて、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

【介護保険課長より、配布資料の確認】

それでは、これから議事に入らせていただく。本日、最初の議事は、豊島区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の進捗状況についてである。

事務局より説明をお願いします。

【介護保険課長より、資料2、3、参考資料1の説明】

○会長 それでは、ただいまの説明に対して、意見や質問等があればお願いします。いかがか。

○委員 7ページの認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのところ。認知症初期集中支援チームの医療・介護導入割合が、目標値より20%ほど実績が低い、これはどのような課題があるか。

○会長 事務局、お願いします。

○高齢者福祉課長 認知症の初期集中支援のチームについてだが、これは29年度にモデル実施をし、30年度本格実施をしたものである。支援者数で目標が80%だが、この認知症支援チームに挙げるケースを設定するのが、非常に困難であるというような状況もある。包括と専門機関と連携して、チームを行っているが、まずどなたを選定するのか、そしてどこまでやっていくのか、チームの中で協議をしながら進めていくわけだが、実際にはその医療・介護に達しなかったものが、6割程度というのが実情である。

この辺はその状況を見ながら、適切な介護・医療に向けるというのが、本来の目的であるが、これまでの実績を踏まえながら、また様々なケースを研究しながら、このパーセンテージを高めていく必要がある。

実際には、個々のケースに応じてであるため、今回はこのような結果になった。

○委員 制度として、こういうものをつくると、やはり間口を広げ過ぎるとその後の適用も大変になるため、慎重に対象を絞りながら行ったとわかった。

この認知症の疑いのある方に、医師と共に訪問できることは、おそらく早期発見対応の上でも、重要な対策の一つになるかと思うため、この体制の整備というところで、課

題対応策を書いているように、より踏み込んだ実施を今年度もお願いできればと思う。

○会長 そのほかいかがか。

○委員 同様に7ページの認知症サポーターの今後の活躍で、ボランティアと結びつけが必要と書いてあるが、現在1万1,000人程の住所、氏名等は把握しているかどうか。地域によって、対象者がたくさん住んでいるところ、住んでいないところとあるかと思うが、その地域に住んでいる人がボランティアサポーターに行けるような紐つけを行えば、活動の範囲がそれほど遠くなくても、対象者のいるところに対して、サポーターが様々な形で関わりができるのではないか。

そして、その現状把握で、皆さんがオレンジリングをされている方が多いが、実は、私も2つほど持っている。持っている人に対して、こういうボランティアを活動してくださいという問いかけなどが欠けているのではないか。

私自身は、別の活動をしているからよいが、そうでない方がもしいるのであれば、これだけの人がいるので、1人が3人のサポートをすれば、3万何千人の対象者に対応ができる。おそらくそんなに認知症の人は豊島区にはいないと思うので、逆にそういう面では、考えてみたらどうか。

それから、これは認知症カフェをやっている人たちに対して、多少の手厚い助成金をお願いできないか。これは別の機会に話をしたい。

もう一つ、今、認知症カフェの様々なサポートをやる人の、ある意味では横断的な関係を持つということで、実はたまたまその動きがあるので、介護予防の担当課長から披露していただければと思う。

○高齢者福祉課長 3点ほど頂いた。

今現在、認知症サポーター養成講座の受講者数が1万人を超えている。これらの方の住所、氏名等を把握しているかという質問だが、全てを把握しているわけではない。例えば、私どもは、昨年度もそういったサポーターの人数を増やす、裾野を広げるというところから、例えば、区内の事業所や警察なども含めて声がけをし、サポーター養成講座を開催していただく取組も行ったところである。

また、事業所でいうとコンビニエンスストアや学校などに、幅広く声がけをし、この受講者数に至っており、区民とは限らない方も中にはいる。

そのようなところから、全てを把握してはいないが、こういったサポーターの方が、今後活躍する場がやはり大事になってくると思っている。オレンジリングを持っているから、例えば日常の中で温かなお声かけなどができるというところは、期待しているところだが、特に活躍をされたいというお声も色々と聞いている。

今、認知症のサポーター養成講座を受けた方を対象に、スキルアップ講座を年2回行っている。この講座も回数を増やして、より認知症に対する理解を深めて、かつボランティアのような要素も含めて地域の中に入っていき、例えば心配な方がいれば、ごみ捨ての声かけをすることや、どこかに出かける時に寄り添うことができないかを模索して

いるところである。そのようなスキルアップ講座を充実させ、具体的な活動に繋げていきたいと考えている。

2点目、認知症カフェについては、現在16カ所で行っている。豊島区からはそのような活動に対して、事業の内容に応じて補助をしている。その上限もこれまでは一律であったが、今年度から月2回以上行う所には少し増額をするような改定をした。今後についてはその様子を見ながら確認をしていきたい。

3点目、今現在、認知症に関する認知症カフェの運営者やキャラバンメイト、事業者が共同して横のつながりを連絡会という形で繋ぎ、ある事業を行う予定である。

それは、来年2月の予定だが、認知症に関する映画会を開催するというので、当初は区から呼びかけたが、認知症に関する事業者やキャラバンメイトなどが今集まり、認知症映画会の実行委員会を開催している。委員もメンバーに入っているということで、様々なご尽力をいただいている。来年2月14日に区役所のセンタースクエアで映画会を開催するため、今準備を進めている段階であることを報告させていただく。

○会長 そのほかいかがか。委員、お願いします。

○委員 9ページの介護給付費の適正化であるが、去年から高齢者福祉と介護予防の一体化の話が進んでいる。やはり医療側から地域医療、地域包括ケアシステムの中で介護に求めるものは非常に高い。ケアというのは、やはりどうしても要介護で必要になる部分が多いが、今要支援者が増え、逆に要介護者が減っているというところは、認定調査の部分でも、色々としっかり見ていかなければならないと考えている。

認定調査員研修受講率の目標が9割とあるが、認定審査会など出ていると、これはどのようなものもあり、具体的にどんなことを行っているのか、また、今後適正化に向けて、何か意見があれば教えていただきたい。

もう一つ、ローカルルールが色々あるが、例えば要支援から要介護に、または要支援見込みから要介護になった場合の暫定が認められないなどに関して、使いやすい形になると良いかと思う。

○介護保険課長 1点目の研修について認定調査の際、職員では全部回り切れないため、実際には区内の介護事業所の方に委託をする部分、区の職員が直接調査に伺う分に分けている。新規の申請あるいは1回出た介護の認定結果が、現状と合わないと、認定期間より先に区分を変えたいと重度化の申し出がある場合、区の職員の調査員が伺う。

認定期間が1年、2年、3年と終わった段階で更新となる場合、3回に1回は区の職員が伺うが、それ以外は区内の指定事業所の介護に従事いただいている方たちに調査に行っているのが、今の豊島区の調査の状況である。

この方たちに、新たに調査員になっていただく時には、区の職員が講師となり、1日研修を行う。それから何年か経過したところで、現任研修として新たにもう一度研修を行っている。この研修の講師をする職員は、東京都の実施する調査員研修に必ず行っている。委託事業者の場合でも研修が終わらない方には、ケアマネであるという状況だけ

では調査に行かせないというのが、豊島区のルールである。

ただ、委員がおっしゃるように、定義が非常に細かくある。できるのか、あるいはできないのかという解釈一つについても、非常に難しいのが介護保険の認定調査である。そういったものを随時確認できるよう、現任のベテランの調査員もeラーニングを常に使い、研さんを積むということを重ねている。

あるいは、職員は複数調査員がいるため、常に互いの疑問点はやりとりし、できるだけ区民が信頼の置ける調査結果を出すよう、努めている。

先ほどのローカルルールについてだが、様々な総合事業や要支援は区の責任における総合事業になっていったところで、各区が試行錯誤しているところもあり、まだまだ検討の余地はいろいろある。時間を少し頂き、区民の使いやすいサービス提供ができるよう、あるいは本当に介入の必要な時に、すぐに介入のしやすい、サービス提供をしやすい仕組みに検討していきたい。

○会長 そのほかいかがか。

○委員 認定対象者に対して、面接的なことは何回ほど行うのか。というのは、それぞれ波があり、それをどのように考慮しているかと合わせて伺いたい。

○介護保険課長 調査で本人にお目にかかるのは、基本的には1回の申請で1回である。

ただ、特によく話に出るのは、ご高齢の方は普段できないことでも、よその人が来ると頑張る。ご家族が後でおっしゃるのは、普段はできない、ということである。もちろん、その点を踏まえ、ご家族のいらっしゃる方には、立ち会いはどうなかしていただけますか、と必ず調査員が確認する。あるいは、ご家族にいない方に関して、やはり補足が必要な場合はケアマネジャーさんが立ち会ってくださる場合もあり、また、入所施設であれば施設の職員に立ち会いをしていただくという形で、生活の実態の中でその方の正しい生活の状況が掴めるようにしている。あるいは、調査員はそこで、例えばご家族の方が、席を外して本人のいない所でお話をしたいという要望があれば、そのような対応も行う。それでも、100%その方の本当の姿が何かということもあるが、そのような場合には、先ほど申し上げたように、一旦出た結果について認定期間を待たず、再度、内容が違うと、区分変更を申し出てくださいような仕組みである。

ただ、1回の調査でお目にかかるのは1回だが、約1時間本人と対峙して、相当な項目数、体の状況から生年月日から今の季節がいつか、外出のことなど色々伺い、できるだけ生活の正しい様子が掴めるようにはしている。

○委員 そういった場合、プライバシーの問題がもちろんあるので、認定してほしいという方が了承されるのであれば、対象者を定点カメラで把握し、行動パターンを見る方が、100項目の調査項目をチェックするよりは、専門的な立場で見た場合に、行動あるいはどの程度認知度が進んでいるか、あるいはどこが1番大変であるか、そのような把握が見た目でわかる。また、ある程度の期間調査ができるという利点もある意味ではあるため、先ほどの波のような部分も考慮した考え方ができないか。

○介護保険課長 調査や審査、認定が出るまでの過程は、国が法で全て定めている。日本全国どこに行っても、同じ方法で調査を受け、審査を受けることが介護保険制度の中のルールであり、現状では残念ながら、そのような方法が難しいかと思う。調査結果をコンピュータの判定にかけ、全ての調査項目が介護の手間として何分間になるのかを、全部時間勘案にしたものを割り振った、介護の一次判定を出したものを、再度医療・保健・福祉の専門家の先生4人の合議体で、一件一件審査をしていただいているところが、介護の認定である。審査の中で動画を使えるかという問題や、新規更新を含めると豊島区で1万1,000件から1万4,000件の審査を行っている。合理的に行政が対応できる範囲ということで、今は紙ベースによるものになっているのだろうという理解をしている。

○委員 国のルールにのっとってやる必要はあるが、ルールもおかしければ直していけばいいという考えもある。調査資料である程度行い、こういう対応のほうがより公平にその人を扱えるという形が一番大事だと思う。公平性を重視した対応、もちろん、苦勞されていることに対し、どうこう言うつもりはなく、大変だとは思っているが、そのような意見を言わせていただく。これに対する答えは結構である。

○会長 そのほかいかがか。委員、お願いします。

○委員 今の認定調査に関する質問を申し上げる。

要介護申請が、豊島区で新規、更新を含めて年間1万1,000件から1万4,000件あるという話を伺った。その中で、認定を要介護や要支援のランクに対し、不服がある場合に再審査の請求ができると思うが、その再審査の要求がどれぐらいあるか。また、実際、再審査によって認定が変わった、あるいは変わらなかった、そのようなものがどれぐらいあるのか、今わかる数値で教えていただきたい。

○介護保険課長 1点目、再審査という表現ではないが、区分変更の申請という形で29年度は1,000件変更申請が出ている。

それにより、今手持ち資料の中では区分変更によって重度になったのか軽度になったのかという数字まではないが、前回の判定と比べると約3,800件の方が重度化、軽度化している。変更に、認定のみの数字は、今手持ちがないため、後ほど出させていただきます。

○委員 皆様の中で、自分の家族で、実際にケアマネさんと、両親の要介護、要支援の認定調査に、立ち会ったことのある方はいるか。

私は長男で父と一緒に生活していたので、何回か家族としてその場に立ち会い、事前に情報なり目の当たりで見ているから、その時に言える。残念ながら、核家族で一緒にいなかったら言えない。わからないこと等々を、たった1回なので、その時の場だけで判断するというのは非常に難しい。そのとき家内も勤めていたので、ケアマネさんと調査員が親身になり、こういう状況でどんなことを、ということをお父さんに尋ねて来てくれた。やはり昼間、話し相手が欲しいと。そうか、父も、私も家内も勤めているからなど。その時に、

リボンサービスを紹介いただき、いわゆる話し相手だけでもと、認知症にはならず、頭だけはどうか健康寿命を延ばすことができたかなど。ただし、最後は、もう体ぼろぼろで要介護4までいき、ほとんど寝たきりであった。

核家族化でそういうような話がしたいという時に、事前にそのようなことがお話ができる状況というか、そのような環境を社会全体でつくっていったら、もっともっと、このシステムもスムーズに、また本当に感謝される老人が増えてくるのではないかと、と経験から話をさせていただいた。

質問というよりは、逆にこのような状況をつくったらいいのではないのか、という話である。

○会長 1点だけ。西巢鴨の都営住宅の建てかえなどがあり、65歳以上の転入者と転出者が逆転している傾向が出ているとあったが、このような都営住宅の建てかえの際に、50年程先を見据えて、東京都がどんなプランを都営住宅に立てているのかわからないが、少し区のほうも、いろいろと交渉してみたらいいのではないかと。

なぜならば、例えば介護予防のサポーターやリーダー等を養成し、地域でやろうと思っても場所がなかなかない。食事などを提供しながら、サロンをやりたいといっても、そういう場所がない。あるいは、高齢者だけでは偏ってしまうのであれば、子供たちの日中の居場所がその都営1階部分にあれば、子供たちも集り、都営住宅に住む人以外にも、公営的な施設が地域にできることがプラスとなるようなことも考えていかないとけない。

西巢鴨の都営住宅を見ていると、50年ほど前にはエレベータなどがない4階建てが建てられた。しかし結局30年、40年経っていくと、階段だけでは生活をするのが大変となっていったり、住んでいる方が高齢者ばかりになり、その地域で支えようといっても、支える若い人たちがなかなかいない、ということも現在ある。こういった都営住宅の建てかえがこれからも豊島区内でも起こると思うので、そんな時に少し検討していただくとういのではないかと。

では、続いて、豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査実施について、事務局より説明をお願いします。

○介護保険課長 説明の前に、先ほど足らなかったところがあるため、少し補足させていただきます。

先ほどの認定の経過の中で、主治医の意見書というものをいただいている。主治医の先生がその方の認知度や、日常生活の動作も具合がどうかをきちんとチェックをしていただいた上で、どういった介護が必要か記載したものを、必ず全ケースについて、いただいている。

そして、医師会として年に1回、主治医研修会を開いていただき、その場で、医師会の先生方が大塚病院の先生方まで呼んでいただき、診断書とは、また少し介護保険の主治医意見書は意味合いが違うということで、適切に介護の手間が審査会に伝わるように

研修会を開いていただいている。その主治医意見書が、必ずその審査の時には添えられると、申し述べることができなかつたので、補足させていただく。

【介護保険課長より、資料4の説明】

- 会長 それでは、ただいまの説明に対して、質問あるいは意見などがあれば、お願いします。いかがか。
- 委員 ①の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方と要支援認定を受けている方と総合事業者対象で、合計4,500ということか。その割合をどのように考えているのかと、その抽出方法を教えていただきたい。
- 介護保険課管理グループ係長 4,500件については、特に元気な方、要支援を受けている方、総合事業者の対象者で、ある程度、数を抽出するのではなく、これに該当される方、いわゆる要介護認定を受けていない方の抽出を考えている。特にそれぞれの層に基づいて、数を分けるということは、今のところは想定していない。
- 委員 特に、この資料1を拝見すると、結局8割の人が認定を受けていない。実は受けていない中でも、やはり、本当は受けるべき人というか、他自治体に少し関わっているが、本当に受けてほしい人が頑固として受けていない、かつひとり暮らしの方がいらっしゃる。豊島区は約4万6,000人が、結局受けていない。全ての方が元気だとは思えないので、そういう方たちをどう発見していくかということも、この調査の中で一つ、気づきとしてできるようになればよいと思っているので、抽出方法で、エリアで分けるのか、ランダムに抽出していくのか、少し気になったためお聞きした。
- 介護保険課管理グループ係長 こちらのアンケート調査の項目の中で、特定は基本的にはできないが、その方について健康状態等を聞く中で、例えば、実際にどういう状況かを聞く。そういった部分を踏まえ、ある程度、実際の抽出した人数等や、実際の被保険者数などから、割りかえしていく中で、潜在的に、この程度いるのではないかという概算的、極めて暫定的な数値とはなってしまうが、そういった形での出し方というものを、今後、アンケート調査の設計をしていく中で考えてまいりたいと思っているので、いただいた意見を参考にさせていただきたいと考えている。
- 会長 委員、お願いします。
- 委員 私が質問をした回答が本日記られているが、質問事項・ご意見等に関する回答の質問番号が3番で、資料4の調査対象1番、2番の方について、これは誰が回答するのか、どこに郵送するのか質問をさせていただいた。
- そうしたところ、基本ご本人だと。実際に誰が書いたかを書く項目の欄もあるとの回答だが、正直、こちらは高齢者で要支援なり要介護も受けていたり、それに近い方が、急にアンケートに回答してくださいという通知を受け取り、きちんと答えられるかどうか。例えば、認知症や、要介護認定の面接の時にも話が出たが、自分は大丈夫だと、あたかも、少し良いほうに書いてしまったりしないとか。また一人でお住まいの所に届き、実際、自分自身のことを自分で把握できていない方が、果たして、別居の家族なり

の手伝いなしに、このたくさん項目にきちんと答えられるのかどうかはとても疑問に思っている。

この調査をベースに、次の第8期の介護保険事業計画が策定されるということで、そのベースとなるアンケートの制度が揺らいでしまわないかという懸念を持っているので、質問させていただいた。

○介護保険課長 一つは、その回答できないことも一つの重要な要素になると考えている。やはり、実際回答をお寄せいただく率は高くない部分もある。

ただ、それが逆に無作為で行っているからこそ、区内にそういった方々が一定数いらっしゃるということになるので、もちろん先ほど申し上げたように、ご家族がいる場合には、ご本人がお答えになっているのか、あるいはご家族がお答えになっているのかがわかるようなアンケートの仕組み、その中からできれば介護者の方の思いのようなものも伝わってくるようにこれから工夫をして、アンケート項目を作らなければならないと思うが、一方で一定数お答えできないという方たちの課題を、これは一つのファクターにしかたないが、それを拾い出すという意味で、このアンケートは考えている。

他には、下のほうになっているが、ケアマネジャー調査や、事業者調査をさせていただく中で、日常、介護保険を受けている方たちの実情を聞きながら、そこを補完していくものになるかと思う。直接的なインタビューであるとか、そういった手法をとることも、もちろん一つのやり方だと思うが、この場合には、そういったところで答えのないところも含めて、ということ考えているので、ご家族がお手伝いいただく場合には、そういったところもできるだけわかるように、くみ取れるようにということは配慮していきたい。

○会長 そのほかいかがか。よろしいか。

それでは、次の地域密着型サービス運営委員会に移る。

議題は、地域密着型サービス事業所の指定・指定更新についてである。初めての委員もいるので説明すると、本日最初の議題、地域密着型サービス事業所の案件で、本来ならば地域密着型サービス運営委員会で行うことになっている。その運営委員会の任務は、この介護保険事業計画推進会議に委任されている。この推進会議で指定や更新の承認をするということになる。

これより、事務局より説明をお願いします。

【介護保険課事業者指定グループ係長より、資料5の説明】

○会長 ただいまの説明に対して、何か質問があればお願いします。いかがか。特によろしいか。

それでは、この件については、新規指定2件と指定更新4件。この件について、ご承認ということによろしいか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。この件については、承認ということになった。

以上で、本日予定していた議事は終了となる。事務局よりほかに連絡事項などあれば、
願います。

- 保健福祉部長 先ほど、1番目の議題のご討議をいただいた中で、委員、あるいは会長
からさまざまな意見をいただくことができた。

話し相手をどのような形で、地域の中で、皆さんのお力添えをどういただいでいくか。
あるいは都営住宅だけではなくて、住宅と活動拠点のあり方について、長期的な視点を
持っていくべきではないかといったようなご意見かと思っている。

その他にも、委員の皆様の方から認知症を始めとする、介護を必要とされる方々の
実態をどのように把握をしていくべきなのか、といった問題提起もいただいた。

郵送法の限界もあり、どうしても難しいところだが、今、委員の皆様方にご心配いた
だいていることは、まさしく、私どももよくよく考えていかなければいけない課題だと
思っている。

国のほうでも「我が事・丸ごと」の中で、主体的な住民の皆さん方の支え合いをどう
つくっていくべきかといったことを、各自治体の実情に応じて、考えていきなさいとい
ったことが、今求められているので、本日はアンケートのあり方や、あるいは今の進捗
の状況といったような、静態的と申しますか、今の状況を淡々とお伝えをさせていただ
くような議論になっているが、今後、計画の中身を考えていく中で、本日の意見を十分
に踏まえてまいりたいと思っている。今後とも、どうぞ忌憚のないご意見をいただけれ
ばと思う。

- 介護保険課長 それでは、事務局から連絡をさせていただきます。

次回の開催予定については、11月7日木曜日を予定している。ご多忙のところ申し
わけないが、ご予約をお願いします。通知については、机上に配付させていただいている。

次回には、先ほど説明させていただいたアンケートの内容についても、少し皆様にお
示しはできるかと思うので、ご討議をいただきたいと思う。

本日、お車や自転車等でおいでの方は、お帰りの際に介護保険課の職員にお声がけい
ただき、駐車券にスタンプを押させていただくので、お申し出ください。

- 会長 これをもちまして、第3回豊島区介護保険事業計画推進会議を終了させていただ
く。本日は活発なご意見ありがとうございました。

(午後7時39分閉会)

【配布資料】

- 資料 2 認定者数、受給者数、介護サービス給付費の見込み
- 資料 3 豊島区高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の進捗管理と
法定報告（概要）
- 資料 4 高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定に向けた
アンケート調査実施について
- 資料 5 地域密着型事業所の指定について
- 参考資料 1 高齢者の自立支援、重度化防止等の「取組と目標」に関する
進捗状況について

【机上配布】

- 資料 1 名簿
- 質問事項・ご意見等に対する回答
- 第 4 回豊島区介護保険事業計画推進会議開催通知